03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
		―かき		
0307.11	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.19		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）		
0307.21	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.29		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）		
0307.31	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.39		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）		
0307.41	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.49		――その他のもの		
	100	―――冷凍したもの	KG	
	200	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―たこ（オクトプス属のもの）		
0307.51	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.59		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
0307.60		―かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）		
0307.71	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.79		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―あわび（ハリオティス属のもの）		
0307.81	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0307.89		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
		―その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
0307.91		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	100	―――いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。）	KG	
	300	―――スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	KG	
	900	―――その他のもの	KG	
0307.99		――その他のもの		
		―――冷凍したもの		
	110	――――いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。）	KG	
	120	――――スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	KG	
	190	――――その他のもの	KG	
		―――くん製したもの		
	210	――――貝柱	KG	
	290	――――その他のもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG	

輸出統計品目表第〇111・〇七項の次に次の1項を加える。

03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	
		―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	
0308.11	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
0308.19		――その他のもの	
	100	―――くん製したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG